

住宅のバリアフリー改修に伴う 固定資産税の減額措置のお知らせ

地方税法の改正により、住宅のバリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されました。

次の工事を行った場合、翌年度分の当該住宅の固定資産税額の3分の1が減額されます（ただし、その住宅の100平方メートル相当分を限度とします）。

都市計画税の減額はありません。

なお、申請が必要となりますので、改修後3か月以内にお申し出ください。

詳細については、税務課（資産税担当）まで事前にご相談ください。

【対象住宅】

平成19年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）で、次のいずれかに該当する方が居住しているもの。

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がい者の方

【改修内容】

平成19年4月1日から平成22年3月31日の間に、自己負担額が30万円以上（補助金などを受けた場合、その額を改修費から除いた額）で、次のバリアフリー改修工事が完了するもの。

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」とは同時に減額されません。

バリアフリー改修に伴う減額は1戸につき1度しか受けることができません。

【問合せ】税務課 資産税担当 内線267

精神障がい者生活サポートセンター 「やすらぎ」の湯河原町開催日程のご案内

湯河原・小田原・箱根・真鶴にお住まいの精神障がいのある方やそのご家族が気軽に利用できる憩いの場です。

当日は、食事サービスがあります。お気軽にご利用ください。食事サービスは予約が必要です。食事サービスをご利用でない方は、予約は不要です。

【開催日】6月12日(火)

【開催場所】湯河原町保健センター

【時間】11:30～15:30 開催

【内容】

面接・電話相談

精神保健福祉士等が相談をお受けします。相談専用電話090-6508-6560（実施時間中のみつながります。）

フリースペースの利用

リラックスできる憩いの空間です。コーヒー・紅茶（無料）のサービスがあります。

食事サービス

6月8日(金)15:00までに予約。1食400円。食事代

は当日いただきます。

メニューは、肉団子と豆腐の中華風、ごはん、すまし汁、青菜のおひたし、漬物、ミルクかんです。

食事サービスは、ボランティア「とまり木」にご協力いただきます。

【予約・問合せ】

生活サポートセンター「やすらぎ」☎34-1351

湯河原町保健センター☎63-2111（内線361）

